

9 国民スポーツ大会【ふるさと選手制度】（成年種別）について

- (1) 「ふるさと」とは、卒業中学校、卒業高校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- (2) 【ふるさと選手制度】を活用し参加を希望する選手は、あらかじめ所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (3) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項- (1) -1) -③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- (4) 【ふるさと選手制度】の活用については、原則として1回につき2年以上連続とし、できる回数は2回までとする。

※他の都道府県登録者で、本県からふるさと選手として出場する者は、申込時「ふるさと選手登録届」及び「【ふるさと選手制度】使用申請書」を提出すること。
※様式は岐阜陸協ホームページ「陸協登録・申請」よりダウンロードできる。